

## 令和7年第7回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会長桐澤いづみは、令和7年7月22日付を以って、同7月28午後3時00分から鹿嶋市役所3階301会議室において、第7回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

### 議事日程

- 第1 会期の決定について
- 第2 議事録署名人の選任について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可に係る買受適格証明願について（公壳）
- 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 現況確認証明願（非農地証明）について
- 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- 第4 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告第4号 水戸地方法務局鹿嶋支局登記官からの農地の転用事実に関する照会回答について
- 報告第5号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第7号 使用貸借解約書による通知について
- 報告第8号 農用地利用集積等促進計画の認可について
- 報告第9号 農業会議諮問（農地法第5条）について
- 報告第10号 鹿嶋市地域計画の変更について

出席委員（13名）

1番	出頭勝美君	2番	笛本真由美君
3番	清宮茂信君	5番	山本清治君
6番	大槻勝敏君	7番	橋本正君
8番	今村太一君	10番	笠貫順一君
11番	野口嘉徳君	13番	日向寺正志君
14番	桐澤いづみ君	15番	田口茂君
16番	谷田川延秀君		

欠席委員（1名）

12番 大川喜美君

事務局職員出席者（3名）

事務局長兼課長	飯塚俊行
事務局課長補佐	飯島優
事務局係長	岡本圭

農林水産課出席者（1名）

農林水産課長 津島応紀

## 会議の経過

(開会 午後3時07分)

議長 ただいまの出席委員は、13名であり「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立了。

それでは、令和7年第7回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日の欠席委員でございますが、12番大川喜美君より欠席する旨、届出がございました。

議長 本日の総会に傍聴の希望があり、鹿嶋市農業委員会規則第28条の規定により、これを許可します。

議長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「会期の決定について」は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

次に、日程第2「議事録署名人の選任について」は、議席順でございますので私から指名させていただきます。

15番田口茂君、16番谷田川延秀君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長兼課長飯塚俊行君を任命いたします。

次に、日程第3議案第1号ないし議案第6号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ遂次、報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第20条第2項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議長 日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

係長岡本圭君。

係長 岡本圭君 係長 岡本圭君 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

番号1についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、田植機1台、軽トラック1台、コンバイン1台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましては、自作地約178アール、借入地約115アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻を予定しております、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号2についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター6台、田植機1台、軽トラック6台、コンバイン1台、農作業に従事する日数は年間280日、農地の所有につきましては、自作地約207アール、借入地約70アール、貸付地約5アールでございます。申請地の作付け計画は、水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

議長 番号1根三田地内案件について、11番野口嘉徳君にお願いします。

11番 11番野口です。7月27日に現地確認をしてまいりました。現在水田として耕作されており何ら問題はないと思いますので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 次に、番号2大船津地内案件について、16番谷田川延秀君にお願いします。

16番 はい、谷田川です。26日に現地調査を行いました。大船津の3筆につきましては、水田になっており稻が植えられておりますので特に問題はございません。

議長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号番号1及び番号2について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第1号番号1ないし番号2については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に係る買受適格証明願について」を付議いたします。事務局に説明を求めます。

係長岡本圭君

係 長 それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に係る買受適格証明願（公売）について」ご説明いたします。

番号1について、願出人及び公売に係る土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。願出人の農機具等の保有につきましては、トラクター導入予定1台、耕運機1台、田植機導入予定1台、コンバイン導入予定1台、農作業に従事する日数は年間150日で、農地の所有につきましては、自作地約13アール、貸付地約12アールでございます。申請地の作付け計画は水稻を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。なお、本案件番号1に関しては、証明書を交付された者が落札し、農地法第3条の規定により許可申請書が提出された場合、速やかに許可指令書を交付といった流れになることから、本案件証明の承認及び落札後における農地法第3条の許可が相当であるかを併せてご審議いただくものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。それではお諮りいたします。

議案第2号について、願い出のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請に係る買受適格証明願について」は、願い出のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君

課長補佐 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

はじめに、番号1についてご説明いたします。転用目的は自己用住宅でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。転用計画の内容ですが、現在住んでいる建物が老朽化したため、申請地に新しく住宅を建築するものです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書及び都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額借入を計画しており、取引先金融機関の融資見込み証明願の写しが添付され

ております。

つづきまして、番号2についてご説明いたします。転用目的は既存家屋に係る進入路でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と畠の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。転用計画の内容ですが、番号1の住宅建築にあたり、既存家屋である宅地への通路を確保する必要があるため、分筆し農地転用申請するものです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会 規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

15番 田口茂君

15番 はい、15番田口です。議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」現地調査した結果をご報告いたします。

現地調査日は、7月17日木曜日でございます。調査委員につきましては、今村会長代理、大川委員、そして私と事務局より飯島課長補佐、小林主事の5名で調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし2につきまして、事務局から申請された書類等の説明を受け、現地を確認したところ、申請内容等特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。

3番 はい、議長。

議長 3番清宮茂信君。

3番 3番清宮です。ただいまの現地調査報告のとおり私も26日に現地を確認しました。何ら問題はないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 それではお諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」番号1ないし番号2については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 それでは、議案第4「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

はじめに番号1について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ、東京電力パワーグリッド株式会社より電力受給契約申込書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。なお、地域計画区域につきましては、令和7年7月1日付けで除外されております。

つづきまして番号2について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ、東京電力パワーグリッド株式会社より電力受給契約申込書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。なお、地域計画区域につきましては、令和7年7月1日付けで除外されております。

つづきまして番号3について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ、東京電力パワーグリッド株式会社より電力受給契約申込書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。なお、地域計画区域につきましては、令和7年7月1日付けで除外されております。

つづきまして番号4について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。

他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ、東京電力パワーグリッド株式会社より系統連携受電サービス申込書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。なお、地域計画区域につきましては、令和7年7月1日付けで除外されております。

づきまして番号5について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。なお、地域計画区域につきましては、令和7年7月1日付けで除外されております。

つづきまして番号6について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。なお、地域計画区域につきましては、令和7年7月1日付けで除外されております。

つづきまして番号7について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の預金通帳写しが添付されております。なお、地域計画区域につきましては、令和7年7月1日付けで除外されております。

つづきまして番号8について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在す

る区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の預金通帳写しが添付されております。なお、地域計画区域につきましては、令和7年7月1日付けで除外されております。

つづきまして番号9について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より系統連系受電サービス料金のご案内の写し及び託送供給の承諾のお知らせ、東芝エネルギーシステムズ株式会社と小売業電気事業者との電力受給基本契約書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。なお、地域計画区域につきましては、令和7年7月1日付けで除外されております。

つづきまして番号10について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より系統連系受電サービス料金のご案内の写し及び託送供給の承諾のお知らせ、東芝エネルギーシステムズ株式会社と小売業電気事業者との電力受給基本契約書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。なお、地域計画区域につきましては、令和7年7月1日付けで除外されております。

つづきまして番号11について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ、東京電力エナジーパートナー株式会社より電力受給契約申込書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取

引先金融機関の残高証明書が添付されております。なお、地域計画区域につきましては、令和7年7月1日付けで除外されております。

つづきまして番号12について、転用目的は自己用住宅でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書と都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。資金計画としましては、借入金を受けることとしており、金融機関から契約手続きのご案内写しが添付されております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

15番 田口茂君。

15番 はい、15番田口です。議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号12につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、申請内容等特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。地元委員さんいかがですか。

5番 はい、議長。

議長 5番山本清治君。

5番 はい、5番山本です。番号1について25日に現地調査をしてきました。

ここは奥からの続きの場所なので何ら問題はないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。それと事務局にお願いしたいんですけど、この番号1の地図と他の地図を比べると番号1には家の名前が入っていないので地元はわかりますが、地元以外は分からないので地図の種類は他のものと同じですか。

事務局 番号1の縮尺は5,000分の1で通常ですと2,500分の1で記載しているので名前が出てきますが、目印となる野球場を入れたため縮尺が大きくなり今回は家の名前が記載されませんでした。申し訳ございません。基本

的には2, 500分の1で統一しております。

5番 私の地区の周りはわかりますが、ちょっと離れてしまうとわかりづらいの  
でよろしくお願ひします。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

6番 はい、議長。

議 長 6番大槻勝敏君。

6番 はい、大槻です。7月26日に現地調査をした結果を報告します。番号9  
及び番号10の一部が田んぼですが、太陽光発電施設に転用することに私は  
反対しませんが、土地改良区に加入している場合、農政関係の問題をどのよ  
うに解決するのか皆様で協議してほしいのです。よろしくご審議お願ひいた  
します。

7番 はい、議長。

議 長 7番橋本正君。

7番 7番橋本です。ただいま大槻委員からご質問があった件ですが、この場所  
は土地改良区の地区外です。この近くまで大野地区土地改良区がはいっています。  
この小学校の下の部分に関しましては、土地改良区の区域外です。第  
2種農地です。

議 長 大槻委員よろしいでしょうか。

6番 はい、分かりました。

7番 ついでですので私も番号2番について、26日に現地確認をしてきました  
ので報告いたします。昨年、一昨年と西側に太陽光発電施設の転用がなされ  
ていますが、延長上に国道に向かって東側、その当時ほとんどが荒らしてあ  
って竹林がどんどん増えてしまい耕作放棄地の状態でした。問題はありません。  
以上です。

議 長 ほかにございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第4号については、原案のとおり許可することにご異議ございません  
か。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」番号  
1ないし番号12については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に、議案第5号「現況確認証明願（非農地証明）について」を付議いた  
します。

事務局に説明を求めます。

係長岡本圭君

係 長 議案第5号「現況確認証明願（非農地証明）について」ご説明いたします。  
番号1についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、  
非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載

のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域の農地で、昭和46年頃から宅地となっておりますが、登記上の地目が田となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、昭和46年築の居宅が記載された「令和7年度固定資産税納税通知書 課税資産の内訳書写」が添付されております。

番号2についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域の農地で、平成14年頃から原野となっておりますが、登記上の地目が畠となっていることから、土地地目変更登記のため、今回願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、「平成14年10月14日撮影 空中写真」が添付されております。

番号3についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域の農地で、平成14年頃から原野となっておりますが、登記上の地目が畠となっていることから、土地地目変更登記のため、今回願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、「平成14年10月14日撮影 空中写真」が添付されております。

番号4についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域の農地で、平成14年頃から原野となっておりますが、登記上の地目が畠となっていることから、土地地目変更登記のため、今回願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、「平成14年10月14日撮影 空中写真」が添付されております。

番号5についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化区域の農地で、平成9年頃から宅地となっておりますが、登記上の地目が畠となっていることから、土地地目変更登記のため、今回願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、平成9年新築の居宅が記載された「全部事項証明書」が添付されております。

番号6についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域の農地で、平成4年頃から山林となっておりますが、登記上の地目が畠となっていることから、土地地目変更登記のため、今回願い出に至ったものでございます。こ

これらを確認する資料として、「平成4年10月10日撮影 空中写真」が添付されております。

説明は以上でございます。

議 長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

15番 田口茂君。

15番 はい、15番田口です。議案第5号「現況確認証明願（非農地証明）について」現地調査の結果をご報告いたします。

調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。願出人、願い出に係る土地、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし6につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ願い出のとおり非農地に認められると判断いたしました。しかしながら、番号2ないし4につきましては、隣接地において太陽光発電施設の設置が計画されており、農地転用許可ではなく非農地証明により太陽光発電施設になってしまふことが懸念されますので、慎重審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

16番 はい、議長。

議 長 16番谷田川延秀君。

16番 16番谷田川です。ただいま説明のありました番号2から番号4についてですが、原野だったという証明は非常に難しいと思うんですね。前回も農業委員会で非農地証明認めないとという意見が出ましたが、それは草が刈ってあったとかで実際現状が原野かどうか非常に難しくて、それを審査するのも難しいのですけれども、一番は非農地証明を取ってその後どうするのかということにおけば、農地法4条とか5条の申請で済むべき内容も含まれてくるのではないかと思います。その辺のところについては、利用者に聞き取りをして適正な方法で進めていくのがいいのではないかと私は思います。以上です。

議 長 ほかにご意見ご質問等ございませんか。

7番 はい、議長。

議 長 7番橋本正君。

7番 7番橋本です。今、谷田川委員と田口委員から貴重な意見が出たのですが、原則として非農地証明願が出た場合、国土地理院から20年以上耕作放棄地になっているということで航空写真を取り寄せてもらうこととなっております。基本的には農地として耕作できる状況に戻すのに非常にコストがかかります。20年も経つと大きな木が生えてしまって重機とかを使って元の状態

に戻すには大変なコストがかかる。原則として、土地改良区内で第一種農地内では鹿嶋市農業委員会では非農地証明は出さないと今までやってきました。ただ、本来目的があつて太陽光発電施設とかであった場合、隣接地が既に太陽光発電施設とかになっている場合は4条、5条で出すよう検討してもらう方がよい。それは検討すべきだと私も思います。原則は20年で耕作放棄地となっております。

議長 ほかにご意見ございませんか。

1番 はい、議長。

議長 1番出頭勝美君。

1番 1番出頭です。今、田口委員からあつた報告ですが、私の方も現地を見てまいりました。多分太陽光発電施設になる可能性が高いと思いますので、もしできれば太陽光発電施設で申請した方がいいのではないかと思います。以上でございます。

議長 ほかにご意見ございませんか。

15番 はい、議長。

議長 15番田口茂君。

15番 15番田口です。事務局に質問ですが、例えばここで非農地にしたとしても登記簿上は農地ですよね。現況が非農地になるわけですか。そういう理解でいいでしょうか。

事務局 今回非農地証明願を出されて農業委員会の方で証明されてしまふと、その証明を持って法務局の方へ行きますと登記簿上も地目変更が可能となります。現況が山林なので地目もそれに合わせるという事務処理になります。

15番 はい、議長。

議長 15番田口茂君。

15番 15番田口です。現況は非農地にしたとしても登記簿は直さないかぎり農地になりません。確かにそうなっているはずですが、それを確認してほしいです。

事務局 改めましてもう一度ご説明いたします。今回我々が非農地証明を受けまして、非農地となる時、それを元にして法務局で変えることは可能となっております。

15番 可能となるということですね。分かりました。

7番 はい、議長。

議長 7番橋本正君。

7番 7番橋本です。今、田口委員が言ったとおり農業委員会に非農地証明が出ていれば申請者の方はそのまま法務局に持っていくと随時受け付けます。ただ、何故4条、5条で持つてこないかというと一番簡単だから。要するに非農地で通つてしまえば太陽光による申請よりも手続きが簡素化なんです。それで業者の方がその方法を取つてゐるということです。太陽光発電をするで

あろうという判断ではむやみに証明を出さないということはこちちらで決められないんですね。隣が太陽光であろうと憶測はできるが、それをこちちらで決めつけることはできないので、あくまで非農地証明願が申請されれば現況に合わせて20年以上耕作放棄地になっていると証明を出せてしまう。場所によっては宅地課税がされている、航空写真がなくても課税証明書が出てしまうとそれを拒否はできない。それが証明書になってしまふということです。

議長 ただいま調査した田口委員等皆様のほうから番号2から番号4について疑義があるという考え方もありますので、かといって条件にあった案件に出されたものに否決するわけにはいかないと思います。その理由はないので、この3件につきましては、事務局にもう一度願出人に対して更なる聞き取りをしてもらう対応が必要なのかなと、みなさんもすっきりしない部分のあるのかと思います。憶測ではできませんので、出すしかないと思うのです。

7番 法律上憶測ではできませんので、事務局に申請されれば審議に掛けて結局は判断できないです。

議長 そういったことで、今回総会においては一応保留という形にしておいて。

7番 保留の理由がないです。これに関しては保留はできません。

議長 憶測では対応はできませんけど。事務局としてはどうなんですか。

事務局 今回、地域計画が始まりまして、このまま認めてしまい万が一、太陽光発電だった場合に地域計画の区域除外がされないまま用地が削られてしまうことがあります。もう一つ、確かに橋本委員の言うとおり法律的というか事務処理上の話なので、事務処理上受けたら答えはそのとおり返すことができるのですけれど、唯一確認しなければならないことは、転用すべき理由を聞き取りだけさせていただきて、それだけ確認させていただきたい。もしもそこで太陽光となった場合、4条、5条の申請をという指導案件になるのでそこだけは確認させていただければと思います。

7番 もう一つあります、現地が太陽光の設備をほんの一部でもやりかけている場合。

事務局 事前だったらこれは確実に一部始めている場合は違反転用になってしまいます。

7番 砂利を持ち込んでいるとか確認できれば保留にできる。

事務局 先程会長が言いました保留というのは、我々も確実に転用逃れを見逃さないよう安全措置としてやるための方策として一回は聞き取りをやらせていただければなと思います。

議長 簡単に認めてしまうとそういう手で申請されてしまうと思うので、聞き取りの方をもう一回していただきたいと思います。

16番 はい、議長。

議長 16番谷田川延秀君。

16番 16番谷田川です。今回非農地証明が出ている案件は農地であります、地域計画の案が非農地になつてないんですね。掛かっている状態なんですね。地域計画の前段の段階で、それを聞くことも可能かなと思うんですね。これは農林水産課の方の問題なんですが、難しいんですよね。非農地証明で非農地なんだから地域計画に係る必要はないのではないかと言つてますけど、まだ農業委員会で非農地と認めたわけではないので、地域計画の案つて鹿嶋市農地全体にかかってくるので、一応この点で農業委員会で聞き取れなかつたら農林水産課で聞くことがひょっとしたらできるのかなと思います。

7番 聞取りをした段階できちつと証明できればいいんですよ。それが証明できないとややこしいことになってしまいます。

1番 今まで建つてはいる木で航空写真があつて木が20年くらい経つていてという証明があれば非農地証明と出していました。

議長 実際には私たちは見ていないので分からんんだけど、ワンクッシュン置くということで、今回は認めないとということではないので。

1番 事務局がもう一度確認して内容によっては、証明を出したらいいのではないか。

議長 調査を担当した田口委員、そして谷田川委員より番号2、番号3及び番号4については疑義があるとのことです。この3件については、事務局に願出人に対し、さらなる聞取りと調査を求め、今総会においては保留とし、改めて審議いたします。

ほかにご質問はありませんか。

それではお諮りいたします。

議案第5号保留3件以外については、願い出のとおり証明することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第5号「現況確認証明願（非農地証明）」番号1、番号5及び番号6については、願い出のとおり証明することと決定いたします。

議長 次に、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地 利用集積等 促進計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 それでは議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和7年7月10日付け、鹿嶋市長より「農地中間管理事業の推進に関する

る法律第19条第3項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」農業委員会の意見を求められております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長津島応紀君。

議長 議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

まず貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。田の新規については9筆で面積が15, 375平方メートル、畠の新規については19筆で面積が40, 329平方メートル、合計いたしますと28筆で、面積が55, 704平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画」（案）は、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 続いて、日程第4報告第1号ないし報告第10号についてであります。報告第1号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出について」ないし報告第10号「鹿嶋市地域計画の変更」については、鹿嶋市農業委員会事務局処務規程第6条に基づき、専決処分いたしました。報告第9号「農業会議諮問（農地法第5条）」について及び第10号「鹿嶋市地域計画の変更について」について、事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 説明いたします。報告第9号です。5月の総会6月の審議会で審議されました案件で許可相当として答申があつたものでございます。続いて第10号でございます。こちら地域計画変更についてでございます。1件で自己用住宅となってございます。

報告は以上でございます。

議長 ただいまの報告につきまして、ご意見ご質問等ございませんか。

なければ、以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年第7回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後4時08分)

上記のとおり会議のてん末を記録し、署名する。

鹿嶋市農業委員会長

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人